

諮問庁：国立大学法人東北大学

諮問日：平成29年12月15日（平成29年（独個）諮問第81号）

答申日：平成30年3月7日（平成29年度（独個）答申第81号）

事件名：本人に係るハラスメント調査報告書（特定日付）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書7に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人東北大学（以下「東北大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年7月15日付け総法文1011号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

ア 異議申立ての趣旨

平成27年7月15日付「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」（総法文1011号）に関わる通知内容を取り消し、総法文1011号別紙裏面に記載のある「ハラスメント調査報告書」本体両面3枚の全てを開示せよ。

イ 異議申立ての理由

総法文1011号別紙裏面に記載のある「ハラスメント調査報告書」本体両面3枚の不開示理由は、事実と異なり不当な記載である。本事案は資料Aの示すように既に調停により解決している。よって「ハラスメント調査報告書」は恣意的裁量によるもので、不法文書と危惧される。事実、これまでの東北大学情報公開室を介した開示文書によれば、杜撰な審議と錯誤誘導の実態が明白になっている（資料B）。また申立人の背後の状況や冤罪企図の実態も露呈して

きた（資料C）。よって上記不開示理由は根拠が無く、単に不正や冤罪を隠蔽し、責任回避策に過ぎない。既に処分が行われその根拠とされた本「ハラスメント調査報告書」は当事者に開示されるべきであり、不正からの是正と救済を担保すべきである。

（本答申では添付資料は省略）

（2）意見書

諮問庁からの「理由説明書」（下記第3）について意見を記載する。

審査に当たっては、これまで私が提出した文書及び諮問庁から提供された関係文書や説明も参照し慎重に行うことを希望する。特に「1 異議申立ての経緯」及び2の「（1）異議申立ての理由」については形式論にとどまらず、文書特定不備の背景や関連事情につき実質的審査を求める。

特に最近「国立大学法人大阪大学における入学試験の出題不備とその後の不適正（隠蔽）対応；更にセンター試験監督者の居眠り」につき文部科学省を介入した事案の指導と関連報道がなされた。国立大学法人の不正隠蔽体質を露呈した象徴的事案と思慮する。添付した資料（資料1, 2）を参照。本件についても東北大学の暴走体質、人権侵害・隠蔽体質が見え隠れしている。特定年数以上国立大学に特定職位で勤務し高レベルの教育・研究実績を継続してきた筆者として誠に憂慮すべき事態と思慮する。

さて、理由説明書の「1 異議申立ての経緯」に記載があるように本件では項目番号（請求番号）1）2）3）4）5）が異議申立ての対象となっている。また異議申立の理由で問題点・矛盾点を指摘した。

これらに関し諮問庁は2の「（2）諮問の理由」において説明を試みているが焦点を外し、論点に答えておらず、不自然ないし錯誤・虚偽の記述に始終している。

問題は文書特定にあり、これらについては、「――を特定した」との記載に始終しており請求趣旨をほとんど無視して、都合の良い文書のみ選んでおり、情報操作ないし情報格差を利用した法令無視の可能性が高い。また開示・非開示判定も法令を曲解し自己都合に始終しており不適正であると思慮される。また「諮問の理由」末尾付近において「不正文書とされる事実はなく」との記述があるが、これまでの開示結果文書は不正文書であることを証明している。資料1, 2を参照。

諮問庁の諮問の理由は根拠もなく、論理的にも破綻している。また説明も不十分では理由を満たしていない。慎重かつ論理的にご審議いただければ幸いである。

また本件の審査結果等を公表するにあたっては個人情報保護に格別の配慮を依頼する。

(本答申では添付資料は省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 異議申立ての経緯

平成27年6月8日に、異議申立人から、概ね次のような保有個人情報開示請求があった。

ハラスメント調査委員会作成の「ハラスメント調査報告書(特定日A付け)」(以下「ハラスメント調査報告書」という。)のP. 3に(2)事実の認定の項目があり、この中で「それらの事実関係を確認するため相手方から事情聴取し、さらに関係者の証言を得て、申立人、相手方双方の主張を総合的に比較検討することにより、事実の認定を行った」旨記載がある。

- 1) 「ハラスメント調査報告書」の文書作成はハラスメント調査委員会となっているが、a “ハラスメント全学防止対策委員会で承認”され、b “総長に報告・承認され指示を出され”, c “懲戒委員会での主要懲戒根拠文書”である。この内容と扱いが具体的に記載されている一切。d ハラスメント調査報告書附属資料とともに全て。e 裁量的開示を含む。
- 2) 「相手方から事情聴取し」とあるが、a この事情聴取に先立って相手方を取った連絡すべておよびその記録、b 相手方からの応答や対応がわかる一切の文書。c 事情聴取の期日、目的、範囲(事案の範囲)申立人につき問題となり問い合わせた記録、d 特に合意確認文書(特定日B付け)(以下「合意文書」という。)が成立し紛争の一切が解決している事が主張されあるいは示されている文書。e 「この事情聴取」前後に合意内容を確認したこと、f 逆に合意内容を確認しなかった、あるいは無視したことのわかる文書。
- 3) a 「相手方からの事情聴取」の記録及び連絡類文書一切。b 相手方が「合意文書」を周知している、c 逆に周知してないことがわかる文書。
- 4) 「さらに関係者の証言を得て」とあるが、a 関係者及びb 証言の定義(範囲や趣旨)がわかる一切、及びc “関係者及び証言”の具体的内容がわかる一切の文書。また、d 関係者が「合意文書」を周知している、e 逆に周知していないことがわかる一切の文書。f 相手方に係る関係者からも証言を得たことが分かる一切の文書。(注; 関係者には相手方に係る(“相手方に有利となる”)関係者も含まれないと公正・中立ではない。)
- 5) 「双方の主張を総合的に比較検討」とあるが、a 「申立人側の主張内容」、b 主張の対立点や矛盾・齟齬の内容が分かる一切の文書。c 「総合的」であることが分かる文書一切。d 「客観的事実や公正性に基づき“比較検討”した」ことがわかる一切の文書、及びe “比較検討”しても結論が出なかった部分がわかる一切の文書。その対応内容が分かる文

書一切を含める。

これに対し本学では、当時、相当数の開示請求を受付け処理中であったため、期限内に処理することが困難であったため、平成27年7月7日付けで保有個人情報開示決定延長通知書を送付し、開示決定期限を平成27年8月7日に延長した。

今回、異議申立てのあった請求については、全部を開示するもののほか、開示請求者以外の個人に関する情報である法14条2号及び本学の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある同条5号に該当する不開示情報が記載されているため、法15条により部分開示する旨の決定を平成27年7月15日付けで行った。

その後、平成27年7月15日付けの異議申立書が提出され、同月21日付けでこれを受理したものである。

2 諮問理由説明

(1) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね上記第2の2(1)のとおりである。

(2) 諮問の理由

今回、異議申立てのあった請求は、本件異議申立人を相手方とするハラスメント調査申立て事案における「調査報告書」の扱い及びハラスメントの事実認定に係る具体的内容の保有個人情報を求めているものである。

項目番号1)については、文書1ないし文書4に記録された保有個人情報を特定し、項目番号2)については、文書5、文書6及び文書4のうち附属資料6に記録された保有個人情報を特定した。項目番号3)については、文書7及び文書4のうち附属資料6に記録された保有個人情報を特定し、項目番号4)及び6)については、文書4を特定した。

文書4のうちハラスメント調査報告書の本体部分については、「調査委員会委員長及び請求人が知り得ていない委員氏名」、「各回次の調査委員会の内容」、「事実認定に当たったの考え方」、「調査結果の具体的内容」及び「ハラスメント該当性に関する所見」を法14条5号柱書きに規定する事務又は事業に関する情報であり、開示することにより、結果を不服とする者から委員に対し批判や責任追及等がなされるおそれがあり、またこれを避けようと、今後、委員がハラスメント調査に関して踏み込んだ発言や調査を躊躇したり負担の重さを理由に就任を固辞したりするなどといった事態が生じる可能性は否定できず、ハラスメント防止のために本学が行うべき調査制度そのものの形骸化を招くおそれがあるため、当該委員会の性質上、当該委員会の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため不開示とした。

また、文書1の「開示請求者以外の個人に関する事案の記述部分」を

法14条2号本文後段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報，「委員長及び役職指定の委員並びに請求人が知り得ている委員以外の委員氏名，所属」及び文書4の附属資料1～7の「調査委員会委員長及び請求人が知り得ていない委員氏名」を法14条5号柱書きに規定する事務又は事業に関する情報，文書3の「担当係長以外の係長以下職位の職員の印影」，文書4の附属資料1～7の「申立人の生年月日」，「申立人の申立内容（相手方欄以降の記述部分）」，「聴取日時，場所」，「事情聴取記録内容」，「関係者の事実確認内容」，文書7の「担当係長以外の係長以下職位の職員の氏名，メールアドレス」を法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報に該当するものとして不開示とした。

異議申立人は，「ハラスメント調査報告書」本体について，事実と異なり不当な記載であり恣意的裁量による不正文書と危惧され，当事者に開示すべきであると申し立てている。そこで，改めて不開示部分について確認及び検討したが，異議申立人が主張するような不正文書とされる事実はなく，不開示箇所についても原決定のとおりで妥当と判断した。

以上の理由から，平成27年7月15日付けの保有個人情報の部分開示決定処分を維持し，諮問するものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|-------------------|
| ① | 平成29年12月15日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成30年1月15日 | 審議 |
| ④ | 同月26日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同年2月13日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年3月5日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は，本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり，処分庁は，その一部を法14条2号及び5号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は，不開示とされた部分のうち，「ハラスメント調査報告書」の本体部分（以下「本件不開示部分」という。）は開示すべきであるとして，原処分の取消しを求めるところ，諮問庁は，本件不開示部分は法14条5号柱書きに該当し，不開示を維持すべきである旨説明することから，以下，本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ，本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

ア 当該部分について諮問庁は、開示することにより、個々のハラスメント事案に関して結果を不服とする者から委員に対し批判や責任追及等がなされるおそれがあり、また、これを避けようと、今後、委員がハラスメント調査に関して踏み込んだ発言や調査をちゅうちょしたり負担の重さを理由に就任を固辞したりするなどといった事態が生じる可能性は否定できず、ハラスメント防止のために東北大学が行うべき制度そのものの形骸化を招くおそれがあるため、当該委員会の性質上、当該委員会の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する旨説明する。

また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、ハラスメント全学調査委員会（以下「調査委員会」という。）の委員は、ハラスメント全学防止対策委員会の委員の中からハラスメント申立人及び相手方と利害関係のない人物並びに必要な応じ外部有識者が指名されることとなっており、ハラスメント申立人及び相手方への事情聴取は、委員と面識がなく氏名も知らない前提で行う（委員は名乗らず匿名で調査に当たる。）こととされているものであって、本件の場合には偶然異議申立人と面識があった委員の氏名は原処分において開示しているが、不開示部分に記載されている委員の氏名についてはいずれも異議申立人が知り得る情報ではないとのことである。

イ 本件対象保有個人情報を見分すると、「各回次の調査委員会の内容」、「事実認定に当たった考え方」、「調査結果の具体的内容」及び「ハラスメント該当性に関する所見」として不開示とされた各部分には、ハラスメント調査委員会における審議、検討の内容やその結果得られた所見等に関する情報が具体的に記載されていることが認められ、また、委員の氏名の取扱いに関する上記諮問庁の説明を踏まえれば、いずれの不開示部分についても、その内容を開示することにより当該委員会の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記諮問庁の説明は、これを否定し難い。

したがって、当該各部分は、法14条5号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、異議申立てから諮問までに2年4か月以上が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び5号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（本件対象保有個人情報記録された文書）

- 文書1 ハラスメント全学防止対策委員会（特定日C）議事メモ
- 文書2 ハラスメントに係る懲戒事案の移送について（通知）（原議書・通知）
- 文書3 ハラスメント申立てに係る調査結果等について（通知）（原議書・通知）
- 文書4 ハラスメント調査報告書（附属資料1～7含む）
- 文書5 ハラスメント全学調査委員会における事情聴取について（要請）（通知）
- 文書6 相手方あてに送付した連絡文書及び相手方からの連絡文書（メール）事情聴取前（計28件）
- 文書7 相手方あてに送付した連絡文書及び相手方からの連絡文書（メール）事情聴取後（計16件）